

私が中学三年生になって一ヶ月が過ぎた頃、学校から帰宅し、インターホンを押しながら、郵便受けを開けてみると、そこには、見慣れない一通の封筒が入っていました。封筒には、「自動車税（種別割）納税通知書在中」と書かれていました。私はこれを見て、心の中で「自動車税って、何？」と思いました。確か去年、家の自動車を買ったので、その時、税金を払わなかったのかと思い、少しヒヤッとしました。急いで母に知らせると、笑われてしまいました。私は、何の事だか分からずにムツとしてしまいました。そこで初めて、自動車税という税が、自動車を購入した時に払う税の消費税とは別にある、という事を知りました。

そこで僕は、自動車税について調べてみました。自動車税とは、自動車の所有者に対して課税される財産税の一種で、自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決められているという事でした。又、今年度の税においては、「グリーン化特例」が導入されています。グリーン化特例とは、燃費や排出ガス性能の良い自動車に対して税金の負担を時限的に軽減する特例措置です。しかし、逆にグリーン化特例のために、使用年数が十一年を経過したディーゼル車及び十三年を経過したガソリン車などは、税額が高くなってしまいうようです。その他には、埼玉県内に住民登録のある障がい者の方の通院、通学、通所、生業のために使用する自動車において、障がい者の方一人につき一台に限り、自動車税の減免を受けることができる、という事が分かりました。

次に自動車税がどのように使われているのか調べてみました。自動車税は、地方自治体の税収になるので、教育や公共サービス、福祉などに使われています。埼玉県では税収の一部が「彩の国みどりの基金」として使われ、身近な緑の保全や創出、森林の整備と保全、県民運動の展開（植樹活動など）に使われています。

私は、「彩の国みどりの基金」に税の一部を活用している事に対し、とても良い税の使い方をしているな、と思いました。最近、世界で排出ガス削減に取り組むニュースを目にしましたが、日本ではまだまだガソリン車による排出ガスを削減することが不十分なようで、環境に良いとは言えませんが、そのガスを排出する税収によって、環境に配慮された取り組みがなされているのは、とても良いことだと思います。私も将来、自分の自動車を持つ時が来たら、環境に良い車を購入し、しっかりと自動車税を納税していきたいと思います。また、その税が、今よりも環境に良い使い方をされていけば、なお良いな、と思いました。